

議案第 8 号

亀山市基金条例の一部改正について

亀山市基金条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市基金条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市基金条例の一部を改正する条例

亀山市基金条例（平成17年亀山市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表公共施設等基金の項を削り、同表に次のように加える。

文化振興基金	文化振興を推進するための資金に充てるため
--------	----------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。